

資産税関係について

令和6年1月1日以降の相続時精算課税制度

令和5年度の改正内容にはなりますが…

相続時精算課税制度に基礎控除が創設されました。今後相続時精算課税制度を選択する方はもちろん、すでに相続時精算課税制度を選択されている方も対象となります。

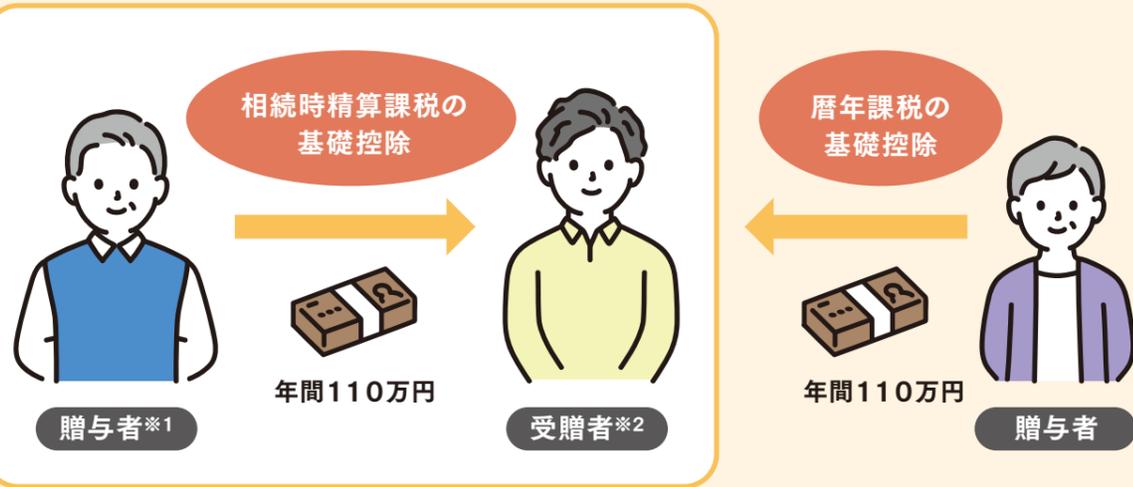
- 基礎控除は110万円
- 基礎控除内の贈与については相続時に相続財産に加算する必要はなし
- 基礎控除内の贈与について贈与税の申告は不要

相続時精算課税制度の活用例

- 父から子への贈与は相続時精算課税制度を選択
- 母から子への贈与は今まで通り暦年課税制度



相続時精算課税選択届出書を提出



相続時精算課税制度と暦年課税の場合の基礎控除は別枠となるため…
年間220万円まで贈与税がかからない

※1 贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母など

※2 贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人または孫

【注意点】

相続時精算課税制度の利用を開始する場合、贈与者、受贈者の組み合わせごとに相続時精算課税選択届出書を管轄の税務署へ提出する必要があります。

一度相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度へ戻ることはできません。

基礎控除を超える贈与については、累計 2,500 万円までは贈与税がかからないのですが、贈与者の相続時に、相続財産に加算して相続税の計算をする必要があります。また、基礎控除を除いた贈与額が累計 2,500 万円を超過する場合、超過した部分に対して一律 20%の贈与税がかかります。このような仕組みのため相続時精算課税制度を選択する場合、贈与者の生涯に渡り贈与額の累計を管理する必要があります。

制度選択の有利不利は一人ひとり異なります。今後は相続時精算課税制度を利用した相続税対策が増えると予想されます。贈与者、受贈者の状況によって慎重な判断が求められるようになると思います。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長

適用期限が延長されました

令和8年12月31日まで3年延長

省エネ等住宅の家屋の要件変更

省エネ等住宅の家屋の要件が一部見直されました。改正内容は次の表の通りです。

非課税限度額に変更はありません。

	改正前	改正後
断熱等性能等級 一次エネルギー消費量等級	4以上 又は 4以上以上	5以上 かつ 6以上
耐震等級	2以上又は免震建築物	改正なし
高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	3以上	改正なし

対象住宅	非課税限度額
省エネ等住宅	1,000万円
上記以外の住宅	500万円

【注意点】

令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅については改正前要件のままとなります。住宅の性能等級について、住宅ローン控除の要件と類似する部分が多いため混同しないよう注意が必要です。